ノ為ニ尽力シ来リタル事ハ明カナリ、然ルニ今回ノ事件ニ対シ中央委員ノ一人ニシテ常任委員ノ一人タル鈴木君ガ中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタルハ、中央委員会ヲ無視シ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリ、依テ吾人ハ鈴木君ニ対シ、速カニ其ノ意見書ヲ撤回シ、且ツ陳謝スルノ要アリト信ズ、

(三) 吾人ハ鈴木君ガ速カニ其ノ意見書ヲ撤回シ、且ツ陳謝スルニ於テハ、同君ニ対シ何等ノ処分ヲ為スノ意ナキモ、若シ同君ニシテ之ヲ為サザルニ於テハ、吾人ハ同君ニ対シ相当ノ処分ヲ為スノ已ムナキヲ信ズ、

(四) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(五) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(六) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(七) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(八) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(九) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(十) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(十一) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(十二) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(十三) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(十四) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(十五) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(十六) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(十七) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(十八) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(十九) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(二十) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(二十一) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(二十二) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(二十三) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(二十四) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(二十五) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(二十六) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(二十七) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(二十八) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(二十九) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(三十) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(三十一) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(三十二) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(三十三) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(三十四) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(三十五) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(三十六) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(三十七) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(三十八) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(三十九) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(四十) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(四十一) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(四十二) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(四十三) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(四十四) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(四十五) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(四十六) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(四十七) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(四十八) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(四十九) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

(五十) 吾人ハ本問題ニ関シ、中央委員会ニ諮ラズ、又中央委員ノ意見ヲ聞カズ、勝手ニ意見書ヲ発表シ、且ツ之ヲ新聞紙ニ掲載セシメタル鈴木君ノ行為ハ、党ノ統一ヲ破壊スルモノニシテ、党員トシテ許スベカラザル行為ナリト信ズ、

財團法人協調會大阪支所

財團法人協調會大阪支所